⑦　放送受信料の契約・収納業務
（長崎県長崎市の一部、島原市、諫早市の一部、雲仙市、西彼杵郡長与町）一式
⑧　放送受信料の契約・収納業務
（福島県郡山市の一部、二本松市、本宮市、安達郡大玉村）一式
⑨　放送受信料の契約・収納業務
（北海道札幌市豊平区の一部、南区）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間　平成28年６月１日から平成31年11月30日までの間
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　企画競争への参加方法　企画競争に参加する者（以下「企画競争参加者」という。）は、見積金額を記載した書類（以下「見積書」という。）および事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。企画競争参加者が提出する見積書に記載する見積金額は、契約上限金額の範囲内で対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、企画競争参加者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の108分の100に相当する金額を記載すること。）併せて、経費の積算内訳書を添付すること。
なお、上記１⑴①「神奈川県藤沢市の一部」、②「埼玉県川越市の一部、坂戸市の一部、鶴ヶ島市、日高市」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区の企画競争に参加する場合、また⑥「福岡県久留米市の一部、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡大木町、八女郡広川町」、⑦「長崎県長崎市の一部、島原市、諫早市の一部、雲仙市、西彼杵郡長与町」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区の企画競争に参加する場合、「企画競争参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、仕様説明会で配付する別途指定用紙で提出すること。

２　企画競争に参加する者に必要な資格
⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む。）および、破産者のうち復権を得ている者。
⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く。
①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者
②　見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者
③　契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者
④　法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者
⑤　契約候補者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
⑥　監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
⑦　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑧　契約の履行にあたり、債務不履行等による契約の解除事由が存することが認められたため、ＮＨＫから一般競争・企画競争への参加を禁止されている期間中の者
⑨　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人として選任・使用した者
⑩　その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人、企画競争実施要領〔別紙〕「親子会社等の定義」に該当する法人（その代表者および役員も含む。）、または、主要な株主その他実質的に法人の全部もしくは一部を支配する者が、前各号のいずれかに該当する者
⑶　放送法第64条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者であること。
⑷　当該業務に、放送法第64条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者を従事させることができる者であること。
⑸　法人税および消費税等の滞納がない者であること。
⑹　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等に滞納がないこと。
⑺　実施要領、仕様書の策定に携わった法人または個人でないこと。
⑻　評価委員会の委員が属する企業またはその企業の子会社および関連会社ならびにそれらの企業の役員および従業員でないこと。
※子会社とは、ある企業に議決権の過半数を実質的に所有されている等の支配されている会社をいう。関連会社とは、ある企業に議決権の20％を実質的に所有されている等の重要な影響を受けている会社をいう。
⑼　ＮＨＫから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑽　次のいずれにも該当しない者。
①　暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者（以下「反社会的勢力」という。）
②　その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人、企画競争実施要領〔別紙〕「親子会社等の定義」に該当する法人（その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人も含む。）、または、主要な株主その他実質的に法人の全部もしくは一部を支配する者が反社会的勢力である者
③　自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行った者
⑾　〔別紙〕「親子会社等の定義」に該当する法人（子会社同士を含む。）が、上記１⑴①～⑨の９地区のうち同一地区の企画競争に参加していないこと。

３　企画競争実施要領等の交付期間および方法
⑴　交付期間　平成28年３月18日（金）９時30分～平成28年３月28日（月）17時00分
⑵　交付方法　ＮＨＫホームページからダウンロードする。なお、仕様説明会へ参加する者には、説明会場でも交付する。

４　仕様説明会の日時および場所等
企画競争の参加にあたっては、７か所で開催する仕様説明会のいずれかの【第１部】への参加を必須とする。【第２部】は、【第１部】参加者のうち希望者とする。仕様説明会への参加は「秘密保持に関する誓約書」を提出した者に限る。
⑴　日時　平成28年３月29日（火）
【第１部】10時00分～12時00分
企画競争実施要領、仕様書等の説明
【第２部】13時00分～14時30分
ＮＨＫ・受信料制度等の説明
従来の契約・収納業務の実施概要の説明
⑵　場所　次の７か所において実施する。（いずれも同一内容）
Ⅰ東京
【第１部】【第２部】
東京都渋谷区宇田川町７－13　第二共同ビル南館
Ⅱ大阪
【第１部】
大阪府大阪市中央区大手前４－１－20　日本放送協会　大阪放送局　17階第７会議室
【第２部】
大阪府大阪市中央区大手前４－１－20　日本放送協会　大阪放送局　18階第１会議室
Ⅲ名古屋
【第１部】【第２部】
愛知県名古屋市東区東桜１－13－３　日本放送協会　名古屋放送局　９階901会議室
Ⅳ広島
【第１部】【第２部】
広島県広島市中区大手町２－11－10　日本放送協会　広島放送局　９階第１会議室